

令和2年度 地域包括支援センター 事業計画

【基本方針】

「ふるさとらしいサービスの提供とは常にサービスを提供される側の立場や気持ちを考えたサービスを提供することである」

【年間目標】

- ① 地域包括支援ネットワークを充実させ機能を強化するために、各関係機関・団体に働きかける
- ② 個々の高齢者の「自立支援」「介護予防」を目指した介護予防ケアプラン・介護予防ケアマネジメントプランを作成する
- ③ 消費者被害・成年後見制度・高齢者虐待についての広報・啓発活動を行い、消費者被害・高齢者虐待の早期発見に努める。必要に応じて適切に成年後見制度を活用する
- ④ 包括的・継続的なケアマネジメントを実践するため、圏域で活動する介護支援専門員や委託先介護支援専門員のスキルアップに繋がる支援を検討・実践していく
- ⑤ 高齢者の介護予防の促進をはかると共に、地域で住民同士が支えあえる体制づくりを支援する

【実践計画】

- ① 地域包括支援ネットワークを充実させ機能を強化するために、各関係機関・団体に働きかける
 - ・地域ケア会議を開催し、地域の情報を共有して、地域団体や各関係機関との連携を深め、個別事例検討をツールに地域課題について話し合う機会を持つ
 - ・相談受理簿の内容を集計分析し、地域を客観的な視点でみることで包括支援センターの各業務や地域包括ケアシステムの構築に向けて活用できるようにする
 - ・4職種で連携し圏域内の高齢者の実態把握をおこない、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見する
 - ・相談者との信頼関係を構築し、安心して相談できる場を設定、相談内容を的確に把握・分類し、課題を明確にしていく
 - ・相談内容・緊急度に応じ、制度を活用して的確な情報提供、他機関の紹介を行い、組織的な対応・支援体制で対応する
- ② 個々の高齢者の「自立支援」「介護予防」を目指した介護予防ケアプラン・介護予防ケアマネジメントプランを作成する
 - ・適切にアセスメントをおこない、利用者の意向・意欲をふまえた主体性のある目標を設定し、働きかけをおこない、心身の機能の維持・向上を図る
 - ・主治医との連携を強化する

- ・専門職として資質向上のための勉強会を定期的を開催し、事例検討や制度・施策等に関する情報の確認、『個々の高齢者の自立を支援する』ケアマネジメントについて話し合う機会を持つ
- ・施設外の研修を通して専門性を養いアセスメントを適切におこなえるよう資質の向上に努める

③ 消費者被害・成年後見制度・高齢者虐待についての広報・啓発活動を行い、消費者被害・高齢者虐待の早期発見に努める。必要に応じて適切に成年後見制度を活用する

- ・ふれあいのまちづくり協議会・給食会、地域のカフェなどの地域の集まりに積極的に参加し、身近に起こった消費者被害の情報を収集する。注意喚起が必要な情報については迅速にチラシを作成し、被害の情報や相談窓口を知ってもらうために地域の方々に情報提供する。また、クイズや擬似体験等により分かりやすく説明し、被害防止に努める
- ・ふれあいのまちづくり協議会や小地域支え合い連絡会、給食会等において地域の方に高齢者虐待を身近なものとして捉えて貰うために、リーフレット等を活用し気づきを促す。些細なことでも早期にあんしんすこやかセンターへ連絡していただけるよう相談窓口の周知を図る
- ・圏域内の通所介護事業所、訪問介護事業所と高齢者虐待について話し合える場を設け、虐待の知識習得や、相談窓口としてのあんしんすこやかセンターを知ってもらい高齢者虐待への意識を高め、早期発見に繋げる
- ・日常生活自立支援事業・成年後見制度について小地域支え合い連絡会で講師の先生を招いて民生委員に対し制度内容について説明し、知識を高め地域住民の相談に役立てられるように支援をする。日常生活自立支援事業・成年後見制度が必要な方に対して、関係機関との連携を速やかに行い、適切な時期に制度につなげる

④ 包括的・継続的なケアマネジメントを実践するため、圏域で活動する介護支援専門員や委託先介護支援専門員のスキルアップに繋がる支援を検討・実践していく

- ・介護支援専門員からの個別ケース相談は、ケースの経過を確認し、自らが解決方法を導き出せるように、また必要に応じて同行訪問を積極的に行っていく。支援困難事例はセンター内4職種で検討し方向性を定めていく。センターだけでは解決が難しい事案については、行政をはじめ各関係機関と連携し、円滑な関係性を早期に構築できるようにすすめていく
- ・圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を中心に、年に3回は地域ケアマネジャーの集いを開催する。集いを通し各機関や介護支援専門員同士のネットワーク作り、参加者のスキルアップを目指していく。他センターとの共同開催が必要と判断した場合は協力を行っていく。集いを運営するにあたっては、地域の介護支援専門員に企画の段階から主体的に関わっていけるよう、良好な関係を保ちながら介護

支援専門員の抱える課題を明確にしていく

- ・事例検討会を年に1回は開催する。様々な角度から事例を振り返り・意見交換することで対応力の向上につなげていく。また個別地域ケア会議を開催したい事例が居宅介護支援事業所より相談されるよう、介護支援専門員との関係を深めていく。事例検討会や個別地域ケア会議で出された事例から抽出された課題は、地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員と共通理解を図り、行政に報告していく

⑤ 高齢者の介護予防の促進を図ると共に、地域で住民同士が支えあえる体制づくりを支援する

- ・地域にある社会資源について活動者の元に直接足を運び、顔の見える関係づくりを行う。その中で把握した情報を整理し、活用出来るようセンターで共有する。地域で暮らす高齢者へ適切な情報提供を行い、介護予防や住民相互で見守り、支え合える地域作りにつなげる
- ・地域診断を元にして、地域で集える場所が少ない地域に対して、重点的に介護予防や集いの場の立ちあげを行なっていく
- ・ふれまちや、ふれまちより小規模な単位の地域（自治会等）の各団体と地域ケア会議等の場を通して、地域特性を把握し、より地域に密着した課題発掘や解決を行う。
- ・キッズサポーター養成講座に関しては昨年度開催した小学校に継続して開催できるよう働きかけるとともに、未実施の小中学校にも引き続きアプローチし、新たな開催につなげる。また、各地域や商店への認知症サポーター養成講座や認知症高齢者声かけ訓練も引き続き開催していく
- ・民生委員の方の入れ替わりもあったので、個別の相談や小地域支え合い連絡会等で連携を図り見守り活動についての意見交換や情報提供を行う
- ・これまで構築してきた地域団体との関係性の維持強化を図り、地域で生じている課題に対し、住民主体での取り組みに繋げていく

相談エリア

<圏域No.3>

青山台、東垂水町（中、西）、塩屋町6丁目、美山台、乙木、王居殿、城が山、泉が丘、東垂水1・3丁目、山手8丁目

<圏域No.5>

東垂水2丁目、山手2～7丁目、大町、高丸3・4丁目、野田通、馬場通、瑞穂通、清水通、御霊町、中道2～6丁目、坂上2～5丁目、川原2～4丁目、福田向陽

令和2年度の予防支援数・介護予防ケアマネジメント数目標

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
人数	590	590	590	590	580	580	590	590	580	580	580	590

基本姿勢

神戸市からの委託業務としての意識を持ち、社会常識を守り行動をする
法人の一員としての意識を持ち、運営活動に積極的に参加、協力する
正しく丁寧な言葉遣いを励行し、真摯に対応する
緊急時は他部署との連携を強化する

経費削減

正式文書や外部への文書以外は、裏紙を再利用して印刷する
エアコンや照明は、小まめに切るよう心掛ける
最後に退社する職員は、エアコン他電化製品の電源の消し忘れがないかをチェックする